

# 青森県

## あおもり防災条例

～青森県自助・共助による防災の取組の推進に関する条例～

あなたは守れますか？  
自分や大切な人の命を！

豪雨

地震

豪雪

津波



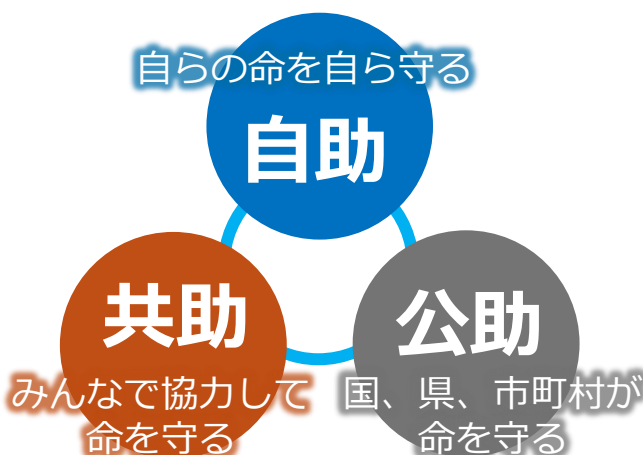
# 自分と大切な人の命を守るためには！

## 災害リスク

大規模な地震・津波が発生した場合には、県内全域において甚大な被害の発生が想定されています

## 公助の限界

国、県、市町村等は「公助」として被災者の救助や支援を行いますが、災害の規模が大きいくほど「公助」による支援が行き届くまでには時間がかかります



## 自助・共助

災害から自分自身や大切な人の命を守るためには、  
**自らの命を自らが守る** **みんなで協力して命を守る**

**自助**

と

**共助**

が**重要**です

自助・共助による防災の活動に取り組むことを通じて、災害に強い青森県を実現するため、

## 青森県自助・共助による防災の取組の推進に関する条例 (あおもり防災条例)

を制定しました



この条例は、大規模な災害から大切な命と暮らしを守るための条例です。

主役は県民のみなさんです。

防災を「じぶんごと」として捉え、ご家庭での備えや、地域の防災活動への協力など、日頃から自助・共助の力の向上に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

青森県知事 **宮下 宗一郎**

# 自助 ~自らの命は自らが守る~

- 1 防災知識の習得**
  - 自ら命を守るため、普段から防災に関する研修や訓練に参加し、最新の知識と技能を身につけましょう
- 2 避難所等の確認**
  - 自宅や勤務地での災害リスク、避難場所、避難所、避難経路、避難方法を確認しておきましょう
- 3 物資の備蓄**
  - 食べ物、飲み物など自ら必要とする生活必需品を備蓄しておきましょう
- 4 従業員等の安全確保**
  - 従業員等の安全を確保し、事業の継続又は早期の再開ができるようにしておきましょう
- 5 建築物の倒壊防止**
  - 建築物の倒壊、家具の転倒等による被害を防止しましょう

# 共助 ~みんなで協力して命を守る~

- 1 理解と協力**
  - 消防団の役割を理解し、消防団の活動に協力しましょう
  - 自主防災組織等の役割を理解し、自主防災組織等の活動に参加しましょう
- 2 自主防災組織等の活動**
  - 自主防災組織等は、定期的に研修、訓練等を行いましょ
  - 自主防災組織等は、避難行動要支援者の必要な情報を把握しましょう

**県は、自助・共助による防災の取組を推進していきます**

# 災害発生時

- 1 安全の確保**
  - 頭を守るなど、まずは自分の身の安全を確保しましょう
- 2 避難**
  - 最新の情報を収集し、避難の指示があった場合には、速やかに避難等を行いましょ
  - 避難の際に周りに人に避難の必要性を伝えましょ
- 3 避難所の運営**
  - 避難所にいるみんなのことを考えて、良好な生活環境を確保しましょ
  - みんなで協力して避難所を運営しましょ

**県は、国、市町村等と連携して県民のみなさんの命を守るために全力で取り組みます**

# あおもり防災ウィーク

県では、自助・共助による防災の取組についての関心と理解を深めるため、11月の津波防災の日に合わせて「あおもり防災ウィーク」を設けています。

**みなさんの積極的な参加をお願いします。**

## あおもり防災条例【構成】

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 県の責務
- 第5条 市町村の責務
- 第6条 県民の責務
- 第7条 事業者の責務
- 第8条 自主防災組織等の責務
- 第9条 自助・共助による防災の取組の推進に関する施策
- 第10条 防災に関する知識等の習得
- 第11条 災害が発生するおそれがある場所等の確認
- 第12条 物資の備蓄等
- 第13条 従業員等の安全の確保等
- 第14条 建築物の倒壊等の防止
- 第15条 消防団の役割に関する理解等
- 第16条 自主防災組織等の役割に関する理解等
- 第17条 自主防災組織等の活動
- 第18条 避難の指示があった場合の安全の確保のための措置等
- 第19条 避難所の運営等
- 第20条 あおもり防災ウィーク
- 第21条 支援
- 第22条 財政上の措置

## 青森県

危機管理局防災危機管理課  
防災企画グループ  
TEL：017-934-9181



条例全文はここから